

那覇港管理組合指定管理者制度運用委員会設置要綱

令和2年10月7日改正

平成29年8月10日改正

平成23年10月21日改正

平成17年11月16日施行

(目的)

第1条 この要綱は、那覇港管理組合が所管する地方自治法第244条で規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）として指定する候補者の選定及びその他必要な事務を処理するため、那覇港管理組合指定管理者制度運用委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事項を処理する。

- (1) 指定管理者の候補者の選定に関する事。
- (2) 制度導入後のモニタリングに関する事。
- (3) 指定管理者の指定の取消し等に関する事。

(組織)

第4条 委員会は、委員5名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他管理者が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長、副委員長をそれぞれ1名置く。

2 委員長は、委員の互選により決めるものとする。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長が指名するものとし、委員長を補佐する。

5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の代理を務めるものとする。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、原則として3年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 管理者は、特別の事情があると認めた場合、任期満了前に、委員の任を解くことができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

(委員の利害関係)

第9条 委員が委員会において評価しようとする法人・団体（以下「申請者」という。）と次の各号に規定する事項に該当する場合は、当該委員を利害関係人として扱い、審議には加えないものとする。

- (1) 委員が申請者又は関係人である場合。
- (2) 委員が申請者又は関係人の配偶者、四親等内の親族、同居の親族、代理人及び保佐人である場合。
- (3) 委員が申請者の社員、無限責任社員、取締役、監査役、理事及び監事その他これらに準ずる職務権限を有する者である場合。
- (4) 委員が申請者の財務監査、経営診断等の経営実務に係わったことがある者である場合。

(委員でない者の出席)

第10条 委員長は、委員会において必要があると認めたときは、申請者、専門的事項に関し知識又は経験のある者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第11条 委員及び委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。委員はその職を退いた後も同様とする。ただし、那覇港管理組合及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(審議及び審査結果の公表等)

第12条 委員会は会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 委員会における審議内容及び審査結果は、公表するものとする。

(事務局)

第13条 委員会の事務局は、那覇港管理組合総務部管理課に置く。ただし、管理課以外の課・室が指定管理者の候補者選定を庶務する場合については、この限りではない。

(その他)

第14条 この要綱の実施について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月7日から施行する。